承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－715	文明式　HC－101J	文明農機株式会社	鹿児島県日置市伊集院町麦生田681番地8

経済産業省
環境省
○国土交通省告示第二十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十四年四月五日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十四年五月十七日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－716	Powerscreen ターボチーフテン1400	株式会社リョーキ	広島県広島市西区大芝三丁目15番24号

経済産業省
環境省
○国土交通省告示第二十六号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十四年四月五日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十四年五月十七日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－6	サンドビック T1130－JP D	サンドビックマイニングアンドコンストラクションジャパン株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目15番地12
NS－7	サンドビック H514 L	〃	〃

経済産業省
環境省
○国土交通省告示第二十七号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十四年四月五日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十四年五月十七日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－8	HAAS HDW V－D 1202	オカダアイヨン株式会社	大阪府大阪市港区海岸通四丁目1番18号

経済産業省
環境省
○国土交通省告示第二十八号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十四年四月九日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十四年五月十七日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－9	ニッサン　XD N－D1F4	日産フォークリフト株式会社	神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号
NS－10	ニッサン　XD N－DG1F4	〃	〃

経済産業省
環境省
○国土交通省告示第二十九号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十四年四月九日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十四年五月十七日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－11	ヘラクレス　FT ECIC	エフティーエス株式会社	東京都中央区新川一丁目25番9号明産新川シティビル7階

経済産業省
環境省
○国土交通省告示第三十号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第1号）第十九条第十三項の規定に基づき、ヤンマー株式会社から、承認事業者の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成二十四年五月十七日

経済産業省
国土交通大臣　枝野　幸男
環境大臣　前田　武志
　　細野　豪志

1．変更する承認事業者の住所

旧	新
大阪府大阪市北区鶴野町1番9号	大阪府大阪市北区茶屋町1番32号

2．変更年月日

平成23年12月12日

○国土交通省告示第六百十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十四年五月十七日

国土交通大臣　前田　武志

第1　起業者の名称　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

第2　事業の種類　北海道新幹線新青森・新函館（仮称）間線路建設工事及びこれに伴う附帯工事並びに排水路付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　青森県青森市大字新城字福田、大字油川字実法及び字船岡、大字羽白字池上及び字沢田並びに大字左堰字大科地内